

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年1月19日

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

寒川町教育委員会規則第1号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年寒川町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条を削る。

第6章中第26条を第25条とする。

第27条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第7章中第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。